

令和7年

第4回忠岡町議会定例会会議録

第4日

令和7年12月19日

忠 岡 町 議 会

令和7年 第4回忠岡町議会定例会会議録（第4日）

令和7年12月19日午前10時、第4回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1 番 河瀬 成利議員	2 番 今奈良幸子議員	3 番 北村 孝議員
4 番 小島みゆき議員	5 番 河野 隆子議員	6 番 高迫 照子議員
7 番 森野 良一議員	8 番 田辺 みき議員	9 番 前川 和也議員
10 番 尾崎 孝子議員	11 番 二家本英生議員	

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	是枝 綾子	教 育 長	大塚 孝
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼秘書人事課長	
産業住民部長	新城 正俊	中定 昭博	
産業住民部次長兼生活環境課長		産業住民部次長兼住民人権課長	
	小倉由紀夫	谷野 彰俊	
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
教育部長	柏原 憲一	大谷 貴利	
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	岸田 健二
	石本 秀樹	消防次長兼予防課長	下川 浩幸
(各課課長同席)			

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	南 智樹
係 長	酒井 宇紀
主 事	兼田 雄飛

(会議の顛末)

議長（前川 和也議長）

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長（前川 和也議長）

ただいまより、会議を開きます。

(「午前10時00分」再開)

議長（前川 和也議長）

まず、本日の議事日程を事務局長より報告をさせます。

議会事務局（南 智樹事務局長）

議長。

議長（前川 和也議長）

南局長。

議会事務局（南 智樹事務局長）

令和7年第4回忠岡町議会定例会議事日程（4日目）について、ご報告申し上げます。

日程第1 議案第51号 公の施設の指定管理者の指定について

(総務事業常任委員会委員長報告)

日程第2 議案第52号 公の施設の指定管理者の指定について

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第3 議案第54号 忠岡町一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正について

(総務事業常任委員会委員長報告)

日程第4 議案第55号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について

(総務事業常任委員会委員長報告)

日程第5 議案第56号 町税条例の一部改正について

(総務事業常任委員会委員長報告)

日程第6 議案第57号 忠岡町貸菜園条例の廃止について

(総務事業常任委員会委員長報告)

日程第7 議案第58号 忠岡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第8 議案第59号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）について

(総務事業常任委員会委員長報告)

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第 9 議案第 6 0 号 令和 7 年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 3 号) について

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第10 議案第 6 1 号 令和 7 年度忠岡町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第11 議案第 6 2 号 令和 7 年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第12 議案第 6 3 号 忠岡町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第13 議案第 6 4 号 令和 7 年度忠岡町一般会計補正予算 (第 7 号) について

日程第14 意見書第 7 号 諸物価高騰・賃上げ動向に見合った診療報酬の引き上げと医療機関への財政支援を求める意見書の提出について

日程第15 意見書第 8 号 「非核三原則」の堅持を強く求める意見書の提出について

日程第16 意見書第 9 号 多様な民意を切り捨てる議員定数削減に反対する意見書の提出について

日程第17 議員定数調査特別委員会委員長報告について

日程第18 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上のとおりでございます。

議長 (前川 和也議長)

日程第 1、議案第 5 1 号から日程第 1 1、議案第 6 2 号までの 1 1 件の議案について、一括して議題としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前川 和也議長)

ご異議なしと認めます。

よって、日程第 1、議案第 5 1 号から日程第 1 1、議案第 6 2 号までの 1 1 件を一括議題といたします。

本件に関し、1 2 月 5 日の本会議におきまして、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で内容の審査をした結果を常任委員会委員長から報告を求めます。

初めに、総務事業常任委員会の委員長報告を求めます。総務事業常任委員会委員長、河瀬成利議員。

委員長（河瀬 成利総務事業常任委員会委員長）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、総務事業常任委員会委員長報告を行います。

12月5日の本会議において、本委員会に付託されました6件の案件については、12月9日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41号第1項の規定により報告いたします。

議案第51号 公の施設の指定管理者の指定については、委員会記録のとおり、理事者からの説明後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第54号 忠岡町一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正については、委員会記録のとおり、理事者からの説明後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第55号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正については、委員会記録のとおり、理事者からの説明後、質疑応答、反対討論、賛成討論があり、賛成多数で可決されました。

反対討論といたしましては、「住民の暮らしが潤う前に議員の報酬を上げることは心苦しく、あり得ないこと。今回、教育長を含む特別職の上程がなく、議員分だけを上げるとするのは道理が通らず、住民の理解を得ることができないので、反対します」との意見がありました。

一方、賛成討論としましては、「議員も家庭もあり家族もある。多くの市町村においても、人事院勧告を尊重している。厚遇ではない。これまでも民間給与実態調査に基づく人事院勧告からの改定に準じている。減額改定もしているならば、増額改定もするべき。でないと、期末手当がなくなるおそれがある」、「今だけを見るのではなく、次世代の担い手に魅力ある議員活動であると思ってもらうのに必要である」、「議員報酬の手取りは低い。物価高騰の下、町民の生活も大変であり、共産党はこれまでも労働者の賃上げを要求している。報酬を上げるからには、町民の暮らしを支えるために一層努力していきたい」との意見がありました。

議案第56号 町税条例の一部改正については、委員会記録のとおり、理事者からの説明後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第57号 忠岡町貸菜園条例の廃止については、委員会記録のとおり、理事者からの説明後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第59号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）についての総務事業常任委員会に係る部分について、委員会記録のとおり、理事者からの説明後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された6件の議案について報告を終わります。

令和7年12月19日、総務事業常任委員会委員長、河瀬成利。

議長（前川 和也議長）

ただいまの総務事業常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（前川 和也議長）

次、福祉文教常任委員会の委員長報告を求めます。福祉文教常任委員会委員長、二家本英生議員。

委員長（二家本 英生福祉文教常任委員会委員長）

皆さん、おはようございます。議長の許可を得ましたので、福祉文教常任委員会委員長報告を行います。

12月5日の本会議において本委員会に付託されました6件の案件については、12月10日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

議案第52号 公の施設の指定管理者の指定について、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第58号 忠岡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第59号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）について、福祉文教常任委員会に係る部分については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第60号 令和7年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、全会一致で可決されました。

議案第61号 令和7年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第62号 令和7年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、委員会記録のとおり、理事者からの説明があり、全会一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された6議案について報告を終わります。

令和7年12月19日、福祉文教常任委員会委員長、二家本英生。

議長（前川 和也議長）

ただいまの福祉文教常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございま

せんか。

(「なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案1件ごとに討論及び採決を行います。

議長(前川 和也議長)

それでは、日程第1、議案第51号 公の施設の指定管理者の指定について、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(前川 和也議長)

続きまして、日程第2、議案第52号 公の施設の指定管理者の指定について、討論を行います。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決でありました。

委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(前川 和也議長)

続いて、日程第３、議案第５４号 忠岡町一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正について、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第５４号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第５４号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第４、議案第５５号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、討論を行います。討論はございますか。

今奈良議員。

２番（今奈良 幸子議員）

議案第５５号、忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

本議案は、人事院勧告に準じて町議会議員の期末手当を年０．０５月分引き上げ、令和７年１２月期から適用するものです。影響額は１８万７，０００円とされています。金額の大小ではなく、今この局面で議会が自らの手当を引き上げる判断をすることが、住民感覚に照らして妥当かが問われます。

物価高で家計の負担が増え、子育てや生活の不安が広がる中、人事院勧告に準じたものであっても、住民の感覚から見れば、政治だけ別世界に映りかねません。政治がまず自らを律し、住民の暮らしと同じ目線に立つ。その覚悟を示すことが、政治への信頼回復の第一歩だと考えます。まずは、町民の暮らしを守る施策や現場支援を優先し、議会としては支給水準の妥当性と説明責任を理解した上で判断すべきです。

人事院勧告を尊重することは大切ですが、議員は職員とは立場が異なります。機械的に準じるのではなく、町の財政状況、物価高の影響、住民の受け止めを踏まえ、丁寧な検討と説明を尽くして結論を出すべきだと考えます。

以上の理由により、議案第５５号には反対いたします。

以上です。

議長（前川 和也議長）

続きまして、賛成の討論はありますか。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

議案第55号、忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

消費者物価指数は、2020年を100とすると、2025年10月現在では112.8となっています。また、実質賃金も10か月連続で減少が続いており、物価上昇に賃金の上昇が追いついていないのが現状です。ここ近年の物価高は、住民の暮らしをより一層厳しいものにしています。

私たち日本共産党として、最低賃金の引上げをはじめ、中小企業支援策として、社会保険料の事業主負担軽減などの直接支援を提案しています。また、毎月の報酬が定額である議員は、実質賃金はよりマイナス幅が大きくなります。私たちは議員であると同時に、一住民として生活をしているので、少なからず物価高の影響を受けることになります。

よって、今回の議員の期末手当引上げの議案については賛成します。これからも引き続き議員としてより一層住民の負担軽減を行政へと求めてまいります。

以上です。

議長（前川 和也議長）

続きまして、反対の討論はございますか。

8番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8番（田辺 みき議員）

議案第55号、忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

私も、現在の国の物価高にあって、議員としてやはり町民の皆様の生活、実際に国が主導して人事院勧告によって上げていこうという動きではありますけれども、実際に実質的な国民の生活状況はむしろ下がっております。

そういう中で、この金額の多寡にかかわらず、やはり私も議員として、この場合は賛成しかねまして、反対の立場で意見を述べさせていただきました。

以上です。

議長（前川 和也議長）

続きまして、賛成の討論はありますか。

3 番（北村 孝議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

3 番（北村 孝議員）

議案第 55 号、忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

先ほども反対討論の中で、このときに照らして住民感覚からまあどうかなというような反対の討論がございました。しかしながら我々も、先ほど二家本議員のほうから賛成討論がありましたように、議員以前に住民である。それと、物価高騰も私たちも影響を受けている。このことから、この議案第 55 号の議案に対しては賛成の立場で意見を申し上げます。

議長（前川 和也議長）

続きまして、反対の討論はございますか。尾崎議員。

10 番（尾崎 孝子議員）

議案第 55 号、忠岡町議会議員の報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、反対の立場から討論をさせていただきます。

常任委員会でも述べさせていただきまして、繰り返しの討論となりますが、この物価高騰、また住民の方がすごく困っていらっしゃる状況、そして町の財政状況を鑑みても、皆さんに負担がすごくかかっています。その中で、教育長を含めた特別職の上程がない状況で、議員分だけを上げるというのはいかながなものかと思います。そして、住民の皆さんの暮らしが潤ってからも議員の報酬を上げていくのでもよいのではないかと思います。

今の状況で議員の報酬を上げるということは、本当に心苦しいことだと思いますので、今回のこの議案には反対させていただきます。

以上です。

議長（前川 和也議長）

続きまして、賛成の討論はありますか。

委員（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

委員（森野 良一議員）

議案第 55 号、忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等の条例の一部改正について、賛成意見を述べさせていただきます。

委員会のほうでも申し上げて、同じ回答になりますけれども、やはり将来の担い手のことを考えると、今こうして我々も物価高で苦しんでいる議員でありますし、一住民でありますので、どうしても将来のことを考えると、今やっておくべきであると思いますので、賛成いたします。

議長（前川 和也議長）

次に、反対の討論はありますか。

（な し）

議長（前川 和也議長）

では、賛成の討論はありますでしょうか。

（な し）

議長（前川 和也議長）

討論がなきようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第５５号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、起立により採決を行います。

議案第５５号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（前川 和也議長）

起立多数であります。よって、議案第５５号は、原案のとおり可決となりました。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第５、議案第５６号 町税条例の一部改正について、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第５６号を採決いたします。

本件について委員長報告は原案可決でありました。

委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第５６号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第６、議案第５７号 忠岡町貸菜園条例の廃止について、討論を行います。

す。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決でありました。

委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(前川 和也議長)

続いて、日程第7、議案第58号 忠岡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決でありました。

委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(前川 和也議長)

続いて、日程第8、議案第59号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算(第6号)について、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

討論なしと認めます。

これより議案第５９号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第５９号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第９、議案第６０号 令和７年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）について、討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第６０号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決でありました。

委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第６０号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第１０、議案第６１号 令和７年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第２号）について、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第６１号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決でありました。

委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第11、議案第62号 令和7年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決でありました。

委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

日程第12、議案第63号 忠岡町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第63号、忠岡町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法の改正により、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の給付費の支給に係る確認を受けた者、特定乳児等通園支援事業者に対して、乳児等支援給付費を支給するに当たり、特定乳児等通園支援事業者が実施する特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を条例で定めることとされていることから、条例を制定するものであります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第63号 忠岡町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長（前川 和也議長）

日程第13、議案第64号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第64号、令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は2億4,780万8,000円の追加で、これを補正することにより予算総額は89億848万4,000円となります。

歳入につきましては、第14款 国庫支出金で、学校施設環境改善交付金の計上、第18款 繰入金で、財政調整基金繰入金の計上、第21款 町債で、小学校整備事業債の計上、中学校整備事業債の計上であります。

歳出につきましては、第10款 教育費で、町立小学校及び中学校屋内運動場空調整備事業関連経費の計上であります。

次に、地方債の補正につきましては、小学校整備事業債において限度額を1億110万円、償還期限を30年、据置期間を5年、中学校整備事業債において限度額を5,730万円、償還期限を30年、据置期間を5年に変更するものであります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりでした。

大綱的質疑をお受けいたします。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第64号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算(第7号)については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長(前川 和也議長)

議事の都合により、暫時休憩いたします。

再開時刻については追って連絡をいたします。

(「午前10時34分」休憩)

議長(前川 和也議長)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午後1時00分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(前川 和也議長)

先刻、福祉文教常任委員会に付託し、休憩中に審査をいたしました日程第12、議案第63号、日程第13、議案第64号の2件の議案について、再度一括して議題としたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

ご異議ないと認めます。

よって、議案第63号、議案第64号の2件を一括議題といたします。

議長(前川 和也議長)

先刻の本会議において福祉文教常任委員会に付託をしました議案第63号と議案第64号の2件について、福祉文教常任委員会の委員長報告を求めます。

委員長(二家本 英生福祉文教常任委員会委員長)

議長。

議長(前川 和也議長)

二家本委員長。

委員長(二家本 英生福祉文教常任委員会委員長)

議長の許可を得ましたので、福祉文教常任委員会委員長報告を行います。

本日１２月１９日の本会議において本委員会に付託されました２件の案件については、先刻、委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第４１条第１項の規定により報告します。

議案第６３号 忠岡町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第６４号 令和７年度忠岡町一般会計補正予算（第７号）については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された２議案について報告を終わります。

令和７年１２月１９日、福祉文教常任委員会委員長、二家本英生。

議長（前川 和也議長）

ただいまの福祉文教常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案１件ごとに討論及び採決を行います。

議長（前川 和也議長）

日程第１２、議案第６３号 忠岡町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第６３号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第６３号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第13、議案第64号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）について、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決でありました。

委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

日程第14、意見書第7号 諸物価高騰・賃上げ動向に見合った診療報酬の引き上げと医療機関への財政支援を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。河野議員。

5番（河野 隆子議員）

ただいまより趣旨説明をさせていただきます。

全国の医療機関が赤字経営に追い込まれ、閉院や倒産が過去最多ペースで進む中、11月10日、これは厚労省の諮問機関である中央社会保険医療協議会総会では、2026年度の診療報酬改定に向け、医療提供者と保険者双方が要望、意見を交わしました。

医療側は、大幅なプラス改定を強くこの場で要望いたしました。公定価格である診療報酬は原則2年ごとに改定されます。総会で医療側の委員は、これまで適正化という名のもとで社会保障費は削られ続けてきたと批判。財源を純粹に上乗せする思い切った改定が必要だと訴えています。

急激な物価高や人件費上昇で、病院の約7割、診療所の約4割、歯科診療所、薬局の約3割が赤字だと指摘。政府の医療経済実態調査でも、他産業の賃上げに比べて劣り、地域医療の維持が危ぶまれているとし、医療従事者への賃上げと人材確保、物価高騰への対応、そして病院、診療所、薬局を分断しない改定などを求めています。

今、このように7割の病院が赤字とされています。地域医療は崩壊寸前。このままではある日突然、病院がなくなると、多くの病院から悲鳴が上がっています。

意見書の内容は、今まで国の財政フレームで医療費の増え方を高齢化の進み具合の範囲内に抑えることになっておりましたが、それでは物価や賃金が上がった分に対応できない

として、物価や経済の状況に応じて医療報酬を増やすようにしてほしいというものです。物価や人件費の上昇に合わせて自動的に増えるような仕組みの導入や、診療報酬改定などが実施されるまでの間、緊急的な財政支援を実施することなどを求めています。そういったことで病院が潰れていっていると非常に心配される中でございます。

どうぞこの意見書、この忠岡町議会でも、皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。
以上です。

議長（前川 和也議長）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりでございました。

これよりご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長（前川 和也議長）

これより討論に入ります。討論はございますか。ないですね。

賛成討論。反対討論はないですか。では、賛成の討論をどうぞ。尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

意見書第7号、諸物価高騰・賃上げ動向に見合った診療報酬の引き上げと医療機関への財政支援を求める意見書の提出について、賛成の立場で述べさせていただきます。

現在、医療機関の経営は危機的状況に陥っております。この状況を放置すると、町民が安心・安全に医療を受けれることができなくなるおそれがあります。速やかに医療機関の経営を安定させることが必要であります。診療報酬の改定を待つことなく、支援事業を速やかに緊急的にお願いしたいので、賛成とさせていただきます。

以上です。

議長（前川 和也議長）

他に、討論はないですか。

6番（高迫 照子議員）

賛成意見。

議長（前川 和也議長）

賛成討論ですか。高迫議員、どうぞ。

6 番（高迫 照子議員）

先ほど賛成討論がありましたが、私の意見も、現状は医療機関の経営が非常に危機的な状況になっています。医療機関の7割が赤字経営に陥っており、昨年より減収となった医療機関が65.5%に上ると報告もされています。介護施設の倒産も過去最多となっている状況です。そのような背景があるから、昨日、やっと国も医療支援をしようとしていると思います。

物価高騰や人件費の高騰が続く中、このままでは私たちの命を守ってくれる医療機関が地域からなくなってしまうかねません。今、経営を存続させるために、地域医療を守っていくために、一時的ではなく長期的に安定的に支援していくために、国の責任において医療報酬の引上げと医療機関への財政支援を行うことを求めます。

以上です。

議長（前川 和也議長）

他に、討論はございますか。小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

諸物価高騰・賃上げ動向に見合った診療報酬の引き上げと医療機関への財政支援を求める意見書に、公明党の立場として賛成討論をさせていただきます。

医療分野における物価高騰と賃上げへの対応は重要です。前回の改定では、ベースアップ評価料が新設されましたが、現在の物価高騰状況や他産業との賃金格差を鑑みると、さらなる見直しが不可欠とされています。医療機関の経営安定化と医療従事者の処遇改善は、持続可能な医療提供体制を維持するために欠かせない要素です。特に高齢者の増加に伴う救急医療への対応や、地域における医療提供体制の強化が重視されるべきと思います。

速やかに財政支援をすべきであることから、この意見書には賛成いたします。

以上です。

議長（前川 和也議長）

他に、討論はございますか。

（な し）

議長（前川 和也議長）

なきようですので、討論を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

これより意見書第7号 諸物価高騰・賃上げ動向に見合った診療報酬の引き上げと医療機関への財政支援を求める意見書の提出についてを、起立により採決を行います。

意見書第7号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（前川 和也議長）

起立多数であります。よって、意見書第7号は、原案のとおり可決となりました。
本件につきましては、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（前川 和也議長）

日程第15、意見書第8号 「非核三原則」の堅持を強く求める意見書の提出について
を議題といたします。

まず、提案者の趣旨説明を求めます。

6番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6番（高迫 照子議員）

「非核三原則」の堅持を強く求める意見書（案）、趣旨説明をいたします。

高市内閣は、非核三原則の見直し議論を与党内で開始させる検討をすると表明しました。これは、歴代政府が、核兵器を持たず、つくり、持ち込ませずの立場を堅持し、日本の国是としてきた見解を覆すものであります。変更を許せば、核廃絶を目指す国際的な取組に逆行し、唯一の戦争被爆国としての日本の立場は、核廃絶を目指す世界の人々からどのように見られてしまうのでしょうか。昨年、ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会が抗議声明を発表するなど、怒りの声が広がっているのは当然です。

非核三原則は、1967年に当時の佐藤栄作首相が国会で表明し、その後、度重なる国会決議で国是として確立されていると確認されてきました。現行の国家安全保障戦略も非核三原則を堅持するとの基本方針は変わらないとしています。

以上の理由から、高市政権がこれまでどおり非核三原則を堅持するよう強く求める意見書案です。皆様方のご賛同、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（前川 和也議長）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりでございました。

これよりご質疑をお受けいたします。ないですかね。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

お諮りいたします。

本件は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議はございま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長(前川 和也議長)

これより討論に入ります。討論はありますか。反対討論で。どうぞ、今奈良議員。

2 番(今奈良 幸子議員)

「非核三原則」の堅持を強く求める意見書に、反対の立場から討論を行います。

被爆国である日本が核兵器の残虐性を世界に向けて発信し、国際平和の構築に取り組むことは非常に重要であると考えますが、一方、隣国の核兵器の脅威に直面している現状も事実であります。かつてないほどに厳しい安全保障環境にさらされている我が国の現状を鑑み、国民の生命、財産を守り抜く上で、何が何でも三原則を堅持することが適切なのかどうか、また、そのことの議論すらも封じ込めてしまうことにつながるであろうこの意見書には、大いに疑問点を感じるところであります。

よって、堅持ありき、見直しありきではなく、議論が必要との立場から、この意見書には反対いたします。

以上です。

議長(前川 和也議長)

続きまして、賛成の討論はありますか。二家本議員。

1 1 番(二家本 英生議員)

意見書第8号、「非核三原則」の堅持を強く求める意見書(案)について、賛成の立場で討論を行います。

本町忠岡町は、1985年3月11日に「非核平和都市」宣言をしています。まずはその内容を読ませていただきます。

「全世界の平和と安全は、全人類共通の念願であり、よりよい生活を築き、守り維持していくための基本理念である。

しかるに、依然として核軍拡競争が続けられ、平和な社会の実現に脅威を与えているのみならず、人類の生存さえも危機におとし入れようとしている。わが国は、憲法で平和主義を堅持しており世界唯一の核被爆国として、その被害の恐ろしさ、被爆者の苦しみを全世界に向けて訴え核兵器の完全廃絶に積極的な役割りを果たさなければならない。

忠岡町は、平和を愛する人達の住む町として核兵器の廃絶、製造設備及び手段の廃棄を訴えて、ここに「非核平和都市」を宣言する」。

忠岡町ではこのように宣言しております。

核兵器も戦争もない世界を目指すために、日本の役割は大変重要となっております。そのためには、「非核三原則」を堅持する必要があります。現在の世界状況、こうした状況

を変えるためには、やはり日本が「非核三原則」を訴え、戦争のない世界をつくっていくべきだと思います。よって、この意見書案について賛成いたします。

非核平和宣言都市をしている忠岡町の議員である皆さんのご賛同を賜りますようお願いいたします。

以上です。

議長（前川 和也議長）

次に、反対の討論はありますか。

8 番（田辺 みき議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

「非核三原則」の堅持を強く求める意見書に対して、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

この「非核三原則」、佐藤栄作元首相が1967年に国会答弁され、1971年に衆議院で決議し、憲法等での記述はないので定められてはいないのですが、国是としてこれまで、今に至っております。

これまでも様々な意見は交わされてきましたが、ただ、当時と今の日本を取り巻く状況を見回しますと、今、日本はロシア、北朝鮮、中国という核大国に囲まれています。核抑止力というような意見も国では述べられてもいます。実際にNPTですかね、核兵器不拡散条約において製造、取得をしない国際的な義務ということも定められていますが、実際にはどんどんこの核保有国が公にも増えているのが実情です。

で、核を持たず、つくり、持ち込ませずというこの国是を基本理念としながらも、ただ、今の状況を柔軟に検討する、考える、意見を述べ合うという、今の実情に沿って考えていくということは大事ではないかと思います。

ですので、ただただこれを堅持するというだけにして固まるのではなくて、柔軟な意見を交換していくという場は必要であると思います。

ですので、国にこの意見書を提出することに対しては、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

議長（前川 和也議長）

次に、賛成の立場の討論はありますか。

4 番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

「非核三原則」の堅持を強く求める意見書に対して、公明党として賛成討論をさせていただきます。

戦後 80 年、核廃絶への歩みを進めてきた国際社会は、今、分水嶺に立っている。ウクライナを侵略するロシアは、核による脅しをためらわず、北朝鮮の核開発も依然歯止めがかかっていない。一方、日本国内では、ここに来て核武装を容認するような声が聞かれる。広島・長崎の惨禍を二度と繰り返してはならない。まして、唯一の戦争被爆国として核廃絶をリードすべき日本が核を保有することなど断じてあってはならない。

この決意を具体的に示したものが「非核三原則」です。核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませず。この「非核三原則」は日本の国是であり、安全保障政策の骨格をなすもので、戦後、核廃絶を目指す日本の立場を国際社会に明確に示し、信頼を広げる重要な役割を果たしてきました。

「非核三原則」は、野党だった公明党の闘いで実現した経緯があります。また、我が党は 21 年に発効した核兵器禁止条約について、日本の国是である非核三原則を国際規範に高めた意義を持つ条約と評価し、折に触れて日本政府に同条約締約国会議へのオブザーバー参加を強く求めるとともに、過去 3 回全ての会議に我が党議員を派遣、核保有国と非保有国の橋渡し役を担い、条約に署名、批准できるよう環境整備に力を注いでいる。

以上のことから、この意見書には賛成いたします。

以上です。

議長（前川 和也議長）

次に、反対の立場の討論はありますか。

（な し）

議長（前川 和也議長）

賛成の立場の討論はありますか。

（な し）

議長（前川 和也議長）

なきようですので、これにて討論を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

これより意見書第 8 号 「非核三原則」の堅持を強く求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

意見書第 8 号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（可否同数）

議長（前川 和也議長）

可否同数であります。よって、地方自治法第 116 条第 1 項の規定により、私、議長が本件に対して裁決をいたします。

意見書第8号 「非核三原則」の堅持を強く求める意見書の提出については、議長は否決いたします。よって、本件は否決されました。

議長（前川 和也議長）

日程第16、意見書第9号 多様な民意を切り捨てる議員定数削減に反対する意見書の提出についてを、議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

意見書第9号、多様な民意を切り捨てる議員定数削減に反対する意見書案について、趣旨説明を行います。

趣旨としましては意見書案のとおりですが、少しだけ補足いたします。

昨年10月に行われた衆議院選挙ですが、289の小選挙区で候補者の得票のうち、議席に結びつかなかった死票が50%以上となった小選挙区が、全体の半数を超す163となりました。死票の数は全国で約2,828万票に上り、小選挙区得票の52%を占めており、多様な民意を切り捨てることが改めて浮き彫りとなりました。

また、過去の第23回から第48回の衆議院選挙において死票が多い選挙区の割合を調べると、第40回までの中選挙区制と第41回からの小選挙区制を比較すると、小選挙区制のほうが死票が多い選挙区が明らかに増えています。

多様な声を国会に届けるためには、死票が少ない中選挙区制等に戻すことで民意が反映されやすくなります。議会制民主主義の根幹に関わる選挙制度改革や定数削減に当たっては、幅広い政党の理解と合意が不可欠です。

よって、法案提出後、審議の結果が出なければ、自動的に定数を削減されるような強引な進め方については到底認められません。議員の皆さんのご賛同を賜りますようお願いいたします。

以上です。

議長（前川 和也議長）

趣旨説明は、以上のとおりでございました。

これよりご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長（前川 和也議長）

これより討論に入ります。討論はございますか。反対討論ですね。今奈良議員、どうぞ。

2番（今奈良 幸子議員）

多様な民意を切り捨てる議員定数削減に反対する意見書に対する反対の立場から討論いたします。

まず、民意をより正確に反映する選挙制度が重要であり、比例代表が多様な声を拾う役割を持つこと自体は否定いたしません。衆議院議員は現行、小選挙区289人、比例176人の計465人で構成されています。その上で、選挙制度は国民の政治参加の仕組みであり、時代に即した制度設計が必要だと考えます。

しかし、本意見書案は、議員定数削減を民意の切捨てと断じ、改革の議論そのものを封じる内容になっています。今、国民が政治に求めているのは、言いつ放しの議論ではなく、期限を意識しながら結論へ向けて進める姿勢です。

報道等で伝えられている枠組みでは、与野党で議論する協議の場を設け、一定期間内に結論が出ない場合の扱いとして、小選挙区25人、比例20人、計45人削減といった案が示されています。これは議論を棚上げせず、結論を迫るための仕掛けとして提案されているものと受け止めるべきであり、少なくとも与党だけで一方的に決めると単純化して断じるのは適切ではありません。

意見書案は、小選挙区は死票が増えると指摘します。確かに小選挙区に課題があり得ることは認めます。だからこそ必要なのは、削減は悪と決めつけて議論を止めることなく、死票をどう減らし、どう民意を反映させる制度に近づけるのか、具体的な制度設計を前へ進めることです。先送りを続ければ課題が温存されたままになります。

また、国際比較で日本の基盤が小さいという指摘があることも承知しています。しかし、議員数の多寡だけで民主主義の質は決まりません。大切なのは国民に納得できる説明を尽くし、公正でわかりやすい制度へと改善を積み重ねることです。

以上により、本意見書案は、改革の議論を反対で止め、結果として先送りを固定化させかねない内容であるため、反対いたします。

以上です。

議長（前川 和也議長）

次に、賛成の立場の討論はございますか。

5 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5 番（河野 隆子議員）

賛成討論いたします。

国会最終盤に、自民、維新が突然提出した衆議院議員定数自動削減法案、なぜ定数 1 割削減が必要なのか、法案にはその目的さえない。この 1 点のみを見ても道理のなさは明らかです。

我が党は、自民、維新の連立合意の直後から、金権腐敗の一掃、企業団体献金禁止という国民の切実な願いを議員定数削減にすり替えて、悪政推進のために民意の切捨てを狙うものだと厳しく批判し、定数削減反対の 1 点で共同を呼びかけてまいりました。

また、定数削減は、民意を削り、政府に対する監視機能を弱めることになり、定数削減に合理的な根拠はないという根本的な問題を指摘をし、必要なのは民意をより反映する選挙制度への改革だと、議会制民主主義を守り発展させる立場を貫いて、道理ある主張を国会内外に広げてまいりました。

新聞各社も、憲政の常道に反する暴論、これほど党利党略を優先した法案も珍しいなど厳しく批判しているとおり、定数削減の策動は、内容もやり方も民主主義のイロハをわきまえない邪道そのものと言わなければなりません。

当初、自民と維新が狙った臨時国会での成立を目指すというたくらみを打ち破ったことは、国民の世論と運動の大きな成果であります。通常国会できっぱり断念に追い込むために、この議員定数削減反対の意見書、どうぞ皆さんのご賛同をお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

続きまして、反対討論ございますか。尾崎議員。

10 番（尾崎 孝子議員）

意見書第 9 号、多様な民意を切り捨てる議員定数削減に反対する意見書の提出について、反対の立場で述べさせていただきます。

政治家は、保身ではなく、国全体の改革を進めるという政治姿勢を持つべきであります。政治家自身が有権者に対して約束を守ることが、政治の信頼回復につなげていくために重要であります。

引き続きこの議員定数削減を推し進めていく所存でございますので、この意見書には反対いたします。

以上です。

議長（前川 和也議長）

次に、賛成討論ございますか。

3 番（北村 孝議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

3 番（北村 孝議員）

多様な民意を切り捨てる議員定数削減に反対する意見書の賛成討論を行います。

公明党は、定数削減の議論自体は否定をいたしません。民意や価値観が多様になり、日本政治が多党化を迎える中で、今の時代にふさわしい選挙制度を検討することが求められています。定数削減は、選挙制度の抜本的な改革とセットで議論するのが本筋ではないでしょうか。

1996年、衆議院選から適用された現行の小選挙区比例代表並立制をめぐっては、導入する際に民意を集約する小選挙区と幅広い民意を反映する比例区のバランスが焦点となり、最終的に3対2の議席配分に決めた経緯がある。

驚くのは、その定数削減のやり方である。法案によると、具体的な削減手法は、衆院議長の下に設置された与野党協議で議論するとしている。しかし、そこで1年以内に決着しなかった場合は、小選挙区25、比例区20の計45議席を自動削減するという。これは政権を担っている与党が削減数と期限を一方的に設定し、結論が出なければ与党があらかじめ決めた数の削減をするといった極めて乱暴な内容であります。熟議の否定にほかなりません。

そもそも衆議院のみ定数を削減する目的は何なのか。削減目標を1割とした根拠も判然としない。身を切る改革が目的であれば、国会議員の歳費を削る方法もあるはずである。議会制民主主義の根幹に関わる選挙制度改革や定数削減に当たっては、幅広い政党の理解と合意が不可欠である。強引な進め方は到底認められない。

以上をもって、賛成討論といたします。

議長（前川 和也議長）

次に、反対討論ありますか。

（な し）

議長（前川 和也議長）

では、賛成討論はいかがでしょうか。

（な し）

議長（前川 和也議長）

なきようですので、これにて討論を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

これより意見書第9号 多様な民意を切り捨てる議員定数削減に反対する意見書の提出について、起立により採決を行います。

意見書第9号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(可否同数)

議長（前川 和也議長）

可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、私、議長が本件に対して裁決を行います。

意見書第9号 多様な民意を切り捨てる議員定数削減に反対する意見書の提出について、議長は反対といたします。よって、本件は否決されました。

議長（前川 和也議長）

日程第17、議員定数調査特別委員会委員長報告についてを、議題といたします。

本件について、今奈良委員長の報告を求めます。今奈良委員長。

委員長（今奈良 幸子議員定数調査特別委員会委員長）

議長の許可を得ましたので、議員定数調査特別委員会委員長報告を行います。

本町の議員定数は、1947年、22人から始まり、1995年以前は20人、1999年、2003年は18人、2007年は14人、2011年に12人へと段階的に削減されて以降、現在に至ります。

一方で、人口減少、少子・高齢化が進行し、自治体財政や議会の役割をめぐる環境も変化していることから、現在の12人という定数は適切なかどうか調査するため、2023年12月定例会において、委員会設置条例が全会一致で可決されたものであります。

その後、研修会1回、委員会5回を開催し、このたび一旦の方向性がまとまりましたので、協議経過と現時点での方向性についてご報告いたします。

具体的な定数の在り方については、各委員から意見とその根拠が述べられ、現状、現行維持でよいとの意見や削減を求める意見が出ました。増やす意見は出ませんでした。

各委員から出された意見としては、定数の現行維持が多くありました。その理由としては、人口が減っているからといって自動的に議員定数を下げる必要はない。これまで18人から12人まで6人減らしており、既に大きな見直しを行ってきた。12人ぐらいで住民の声を聞き、民意を得るにはちょうどよいのではないか。委員会が6人で構成されている現状では、定数を減らすと4人や3人で委員会を開くことになり、議論が深まらないおそれがある。昔は一般質問をする議員が四、五人程度だったが、今はほぼ全員が質問している。議会だよりや動画配信など見える化の取組も進み、議員が何もしていないという状況ではない。

そうした中で、住民から議員を減らせという声は以前ほど聞かなくなっている。定数よりも先に、もっと若い人たちに政治に関心を持ってもらう、未来のなり手を育てることを

優先すべきであり、一部の議員の主張だけで議論が進んでいるように見えてはならず、忠岡町全体のことを考えて判断すべきだという意見でありました。

削減を求める意見としては、２０１１年、１２人の議員の１人当たりの住民数は１，４６０人であり、今回、次期改選の２０２７年予測人口を基礎にした試算では、１１人とした場合の１人当たり住民数１，４９０．３人がこの水準に一番近い。１２人未満が妥当なのではないか。

これまで約１３年間１２人で来ており、人口減少が進む中で将来は１万５，０００人台になる可能性が高い。議員が保身のまま、このまま１２人でいいと言ってよいのか。将来の人口減少や持続可能な町政を見据えて、議会から何らかのアクションを起こすことが大事ではないか。

昔よりも情報公開や住民参加のデジタル手段が拡充しており、インターネットやＳＮＳの普及により、住民の声は従来以上に収集、可視化できる環境が整ってきている。運営の手法によっては、住民との接点の量と質を高めながら人数を見直すことも理論上は可能であり、現在の１２人という人数が本当に適正かどうかについては、なお疑問が残るといった意見でありました。

以上の経過を踏まえ、本特別委員会としては、現在の１２人は委員会構成や多様な民意の反映の点から必要最低限であるとの見方が大勢となったことから、次期町議会議員選挙における議員定数については、現行どおり１２人とすること。また、協議を通じて定数の増減を考える際には、住民の理解と支援が不可欠であり、本来は住民とともに議論すべきテーマであること、議会の在り方とも深く関わることで改めて確認されたことから、今後は議員定数の議論を、議会の見える化や住民との対話、将来の立候補者が活動しやすい環境整備などを含む議会の在り方についての協議の中で位置づけ、議会の在り方全般について協議をしていくこととなりました。

本報告をもって、当面の本特別委員会としての役割を一区切りとしたこと、また、初めて特別委員会の委員長を務めさせていただき、計画的に進められず、ご迷惑をおかけした場面もございましたが、委員の皆様のご協力により一定の方向性をお示しすることができましたことに感謝を申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

以上です。

議長（前川 和也議長）

日程第１８ 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から所管事務調査について、会議規則第７４条の規定により、お手元にご配布をいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長（前川 和也議長）

本定例会に付された事件は、全て議了いたしました。

それでは、閉会に当たり、町長より挨拶の申出がありますので、発言を許します。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

ただいま議長の許可を頂きましたので。令和7年第4回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月3日より開催されました本定例会におきましては、ご提案いたしました諸議案につきまして、慎重なご審議を頂き、ご賛同とご可決を賜り、誠にありがとうございます。

特に町立小・中学校の屋内運動場、体育館の空調整備事業につきましては、令和6年度に工事の設計委託をしてから大変長くお待たせをいたしましたが、本定例会で工事関連の補正予算のご提案となりました。少しでも早く工事ができるようにと、引き続き努力してまいります。

今定例会や委員会を通じまして頂きましたご意見、またご要望につきましては、その趣旨を十分尊重させていただき、今後の町政運営に生かしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、国のほうでは先日、大型の物価高騰対策と言われております補正予算が可決されました。地方自治体への重点支援交付金につきましては、本町でも住民の皆様への物価高対策として活用してまいりたいと考えております。

また現在、本町でも新年度の予算を編成中ではありますが、頂いたご意見を参考に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

結びに当たりまして、寒さが一段と厳しくなる折、議員皆様方におかれましては、健康に十分ご留意され、よい新年を迎えられますことを心より祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

議長（前川 和也議長）

以上をもちまして、令和7年第4回忠岡町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした

(「午後1時46分」閉会)

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和7年12月19日

忠岡町議会議長 前 川 和 也

忠岡町議会議員 尾 崎 孝 子

忠岡町議会議員 二家本 英 生